

## 議案第 27 号

山陽小野田市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例の制定  
について

山陽小野田市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例を次のよう  
に定める。

令和 8 年 2 月 20 日提出

山陽小野田市長 藤 田 剛 二

山陽小野田市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例

山陽小野田市消防団員等公務災害補償条例（平成 17 年山陽小野田市条例第  
169 号）の一部を次のように改正する。

第 5 条第 2 項第 2 号中「9, 700 円」を「10, 000 円」に改め、同号  
ただし書き中「1 万 4, 500 円」を「1 万 5, 000 円」に改め、同条第 3  
項中「100 円」を「433 円」に改め、「、第 2 号に該当する扶養親族につ  
いては 1 人につき 383 円を」を削り、「第 3 号から第 6 号まで」を「第 2 号  
から第 5 号まで」に改め、同項中第 1 号を削り、第 2 号を第 1 号とし、第 3 号  
から第 6 号までを 1 号ずつ繰り上げる。

別表中「12, 900」を「13, 340」に、「13, 700」を  
「14, 170」に、「14, 500」を「15, 000」に、「11, 300」  
を「11, 670」に、「12, 100」を「12, 500」に、「9, 700」  
を「10, 000」に、「10, 500」を「10, 840」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。

（経過措置）

2 この条例による改正後の山陽小野田市消防団員等公務災害補償条例第 5 条  
第 2 項及び第 3 項並びに別表の規定は、この条例の施行の日以後に支給すべ

き事由の生じた山陽小野田市消防団員等公務災害補償条例第5条第1項に規定する損害補償（以下「損害補償」という。）並びに同日前に支給すべき事由の生じた同日以後の期間に係る同条例第4条第3号に規定する傷病補償年金、同条第4号アに規定する障害補償年金及び同条第6号アに規定する遺族補償年金（以下「傷病補償年金等」という。）について適用し、同日前に支給すべき事由の生じた損害補償（傷病補償年金等を除く。）及び同日前に支給すべき事由の生じた同日前の期間に係る傷病補償年金等については、なお従前の例による。

山陽小野田市消防団員等公務災害補償条例新旧対照表

改正後	改正前
<p>(補償基礎額)</p> <p>第5条 (略)</p> <p>2 前項の補償基礎額は、次に定めるところによる。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 消防作業従事者、救急業務協力者若しくは水防従事者又は応急措置従事者(以下「消防作業従事者等」という。)が消防作業等に従事し、若しくは救急業務に協力し又は応急措置の業務に従事したことにより死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり、又は消防作業等に従事し、若しくは救急業務に協力し、又は応急措置の業務に従事したことによる負傷若しくは疾病により死亡し、若しくは障害の状態となった場合には、<u>10,000円</u>とする。ただし、その額が、その者の通常得ている収入の日額に比して公正を欠くと認められるときは、<u>1万5,000円</u>を超えない範囲内においてこれを増額した額とすることができる。</p> <p>3 次の各号のいずれかに該当する者で、非常勤消防団員又は非常勤水防団員若しくは消防作業従事者等(以下「非常勤消防団員等」という。)の事故発生日において、他に生計のみちがなく主として非常勤消防団員等の扶養を受けて</p>	<p>(補償基礎額)</p> <p>第5条 (略)</p> <p>2 前項の補償基礎額は、次に定めるところによる。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 消防作業従事者、救急業務協力者若しくは水防従事者又は応急措置従事者(以下「消防作業従事者等」という。)が消防作業等に従事し、若しくは救急業務に協力し又は応急措置の業務に従事したことにより死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり、又は消防作業等に従事し、若しくは救急業務に協力し、又は応急措置の業務に従事したことによる負傷若しくは疾病により死亡し、若しくは障害の状態となった場合には、<u>9,700円</u>とする。ただし、その額が、その者の通常得ている収入の日額に比して公正を欠くと認められるときは、<u>1万4,500円</u>を超えない範囲内においてこれを増額した額とすることができる。</p> <p>3 次の各号のいずれかに該当する者で、非常勤消防団員又は非常勤水防団員若しくは消防作業従事者等(以下「非常勤消防団員等」という。)の事故発生日において、他に生計のみちがなく主として非常勤消防団員等の扶養を受けて</p>

いたものを扶養親族とし、扶養親族のある非常勤消防団員等については、前項の規定による金額に、第1号に該当する扶養親族については1人につき433円を、第2号から第5号までのいずれかに該当する扶養親族については1人につき217円を、それぞれ加算して得た額をもって補償基礎額とする。

- (1) (略)
- (2) (略)
- (3) (略)
- (4) (略)
- (5) (略)

4 (略)

別表（第5条関係）  
補償基礎額表

(単位：円)

階級	勤務年数		
	10年未満	10年以上 20年未満	20年以上
団長及び副団長	13,340	14,170	15,000
分団長及び副	11,670	12,500	13,340

いたものを扶養親族とし、扶養親族のある非常勤消防団員等については、前項の規定による金額に、第1号に該当する扶養親族については1人につき100円を、第2号に該当する扶養親族については1人につき383円を、第3号から第6号までのいずれかに該当する扶養親族については1人につき217円を、それぞれ加算して得た額をもって補償基礎額とする。

(1) 配偶者(婚姻の届出をしないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。)

- (2) (略)
- (3) (略)
- (4) (略)
- (5) (略)
- (6) (略)

4 (略)

別表（第5条関係）  
補償基礎額表

(単位：円)

階級	勤務年数		
	10年未満	10年以上 20年未満	20年以上
団長及び副団長	12,900	13,700	14,500
分団長及び副	11,300	12,100	12,900

分団長			
部長、班長及び 団員	10,000	10,840	11,670
備考 1・2 (略)			

分団長			
部長、班長及び 団員	9,700	10,500	11,300
備考 1・2 (略)			